

甲状腺検査に関するアンケート調査業務

一般競争入札 入札説明書

令和8年6月

福島県保健福祉部県民健康調査課

入札説明書

この入札説明書は、甲状腺検査に関するアンケート調査業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、本件入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 甲状腺検査に関するアンケート調査業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、4 に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去 5 年の間に国又は地方公共団体を相手方として、本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務（住民意識調査、アンケート調査等）の実績を有する者であること。
- (5) 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する認証制度による認証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- (6) 県内又は隣接県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、「入札参加資格確認申請書（様式 1）」に次の書類を添付し、令和 8 年 6 月 2 日（火）から令和 8 年 6 月 9 日（火）の午後 5 時 15 分までに、下記 5（1）に掲げる場所に郵送または持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和 8

年6月9日(火)午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかった場合、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

- ア 法人登記簿謄本(コピー可。提出日より3か月以内に発行されたもの。)
- イ 印鑑証明書(コピー可。入札書等への押印を省略する場合は提出不要。)
- ウ 身分証明書(個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明)(コピー可)
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式7)
- オ 業務実績証明書(任意様式)

過去5年の間に国又は地方公共団体を相手方として、本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務(住民意識調査、アンケート調査等)に係る契約書の写しを添付すること。

- カ プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証制度による認証されていることを証明する書類の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証(ISO/IEC 27001)を取得していることが分かる書類
- キ 県内又は隣接県内に本店、支店又は営業所を有していることを証明する書類(パンフレット可)

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長形3号封筒を同封すること。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

(3) 入札参加資格の有無については、令和8年6月11日(木)までに通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所等

ア 配布場所及び問合せ先

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部県民健康調査課

電話 024-521-8609(直通)

電子メール kenkoutyousa@pref.fukushima.lg.jp

イ 配布期間

令和8年6月2日(火)から6月9日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛て先明記の返信用封筒を同封の上、上記5(1)アに掲げる場所まで令和8年6月9日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。

なお、入札説明書等は福島県保健福祉部県民健康調査課ホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月18日(木) 午後1時30分

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎3階316会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書(様式3)を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載して、上記5(2)の場所で提出すること。郵便による入札は不可とする。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ 【6月18日開札「甲状腺検査に関するアンケート調査業務」】

(2) 代理人出席の場合は、委任状(様式4)を上記5(2)の場所で提出すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

エ 1に示す宛先、2(1)に示す委託件名及び数量、日付を記載すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、上記5(2)に掲げる日時までに、入札価格(入札書に記載する金額の100分の110に相当する額)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を上記5(2)までに、上記5(1)の場所に提出すること。

(4) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式2)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和8年6月9日(火)午後5時15分までに上記5(1)の場所に提出すること。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
 - ア 入札参加資格確認通知書（入札者が本書を持参すること。）
 - イ 委任状（代理人が出席する場合のみ。）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度の入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式6）に必要な事項を記載して提出すること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式5）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。質問書の受付は、原則として上記5(1)に示す場所へ、電子メール、ファックスまたは郵便により送付することとし、送信等の後、受信等されているのか電話等で確認を取ること。なお、質問書の提出期限は令和8年6月5日（金）正午までとする。質問書に対する回答は入札仕様書等に関する回答書（様式5-2）により福島県保健福祉部県民健康調査課ホームページに掲載する。なお、回答予定日は、令和8年6月8日（月）とする。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査

- の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む）
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む。）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、

くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知をするので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

18 当該委託契約に関する業務を担当する課

上記5（1）に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

（2）一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（3）～（4） [略]

2 [略]

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

様式1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者・職氏名 印
電 話 番 号 ()
作成担当者職・氏名 ()

※ (押印を省略する場合のみ記載)

本件責任者
氏名
連絡先 (所属・電話番号)
担当者
氏名
連絡先 (所属・電話番号)

令和8年6月2日付け公告の甲状腺検査に関するアンケート調査業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 法人登記簿謄本 (コピー可。提出日より3か月以内に発行されたもの。)
- 2 印鑑証明書 (コピー可。入札書等への押印を省略する場合は提出不要。)
- 3 身分証明書 (個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明) (コピー可)
- 4 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式7)
- 5 業務実績証明書 (任意様式)

※ 過去5年の間に国又は地方公共団体を相手方として、本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務 (住民意識調査、アンケート調査等) に係る契約書の写しを添付すること。

- 6 プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証制度による認証されていることを証明する書類の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証 (ISO/IEC 27001) を取得していることが分かる書類

7 県内又は隣接県内に事業所を有していることを証明する書類（パンフレット可）

注1 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（460 円）の切手を貼った長形3号封筒を同封すること。

注2 添付書類の番号に○印を付すこと。

様式2

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

※（押印を省略する場合のみ記載）

本件責任者
氏名
連絡先（所属・電話番号）
担当者
氏名
連絡先（所属・電話番号）

甲状腺検査に関するアンケート調査業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証明する業務実績証明書（任意様式。なお、契約書の写しを添付すること。）

注1 提出する書類により、1又は2に○を付すこと。

2 入札保証契約の保険期間については、入札日から契約締結予定日までとすること。

様式3

入 札 書

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 及 び 数 量 甲状腺検査に関するアンケート調査業務 一式

履 行 期 間 契約締結日から令和8年12月28日まで

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

※（押印を省略する場合のみ記載）

本件責任者

氏名

連絡先（所属・電話番号）

担当者

氏名

連絡先（所属・電話番号）

福島県知事 内 堀 雅 雄

注1 金額の文字については頭に¥を付すこと。

2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

2 代理人をして入札する場合には、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。）

様式4

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記業務の入札及び見積並びに開札の立会に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 件名及び数量 甲状腺検査に関するアンケート調査業務 一式
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年12月28日まで

令和 年 月 日

福島県知事 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

※（押印を省略する場合のみ記載）

本件責任者
氏名
連絡先（所属・電話番号）
担当者
氏名
連絡先（所属・電話番号）

様式5

入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号
作成担当者職・氏名

公告日	令和8年6月2日
委託件名及び数量	委託件名 甲状腺検査に関するアンケート調査業務 数 量 一式
質 問 事 項	

入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県保健福祉部県民健康調査課長

業務名	甲状腺検査に関するアンケート調査業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

様式6

見 積 書

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 甲状腺検査に関するアンケート調査業務 一式

履行期間 契約締結日から令和8年12月28日まで

上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

※（押印を省略する場合のみ記載）

本件責任者

氏名

連絡先（所属・電話番号）

担当者

氏名

連絡先（所属・電話番号）

注1 金額の文字については頭に¥を付すこと。

2 再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。

3 代理人をして見積書を作成する場合には、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印